

京都市伏見区深草大亀谷金森出雲町地区建築協定

建築協定区域

京都市伏見区深草大亀谷金森出雲町の全部並びに
深草中ノ島町、深草大亀谷内膳町及び桃山町正宗の各一部

運営委員会連絡先

電話 075 - -

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

協定内容（協定書より抜粋）

■目的

第1条 この協定は、建築基準法（以下「法」という。）第69条及びこれに基づく京都市建築協定条例第2条の規定に基づき、第4条に定める建築協定区域内における建築物の用途に関する基準を定め、住宅地としての環境を維持増進することを目的とする。

■建築物の制限

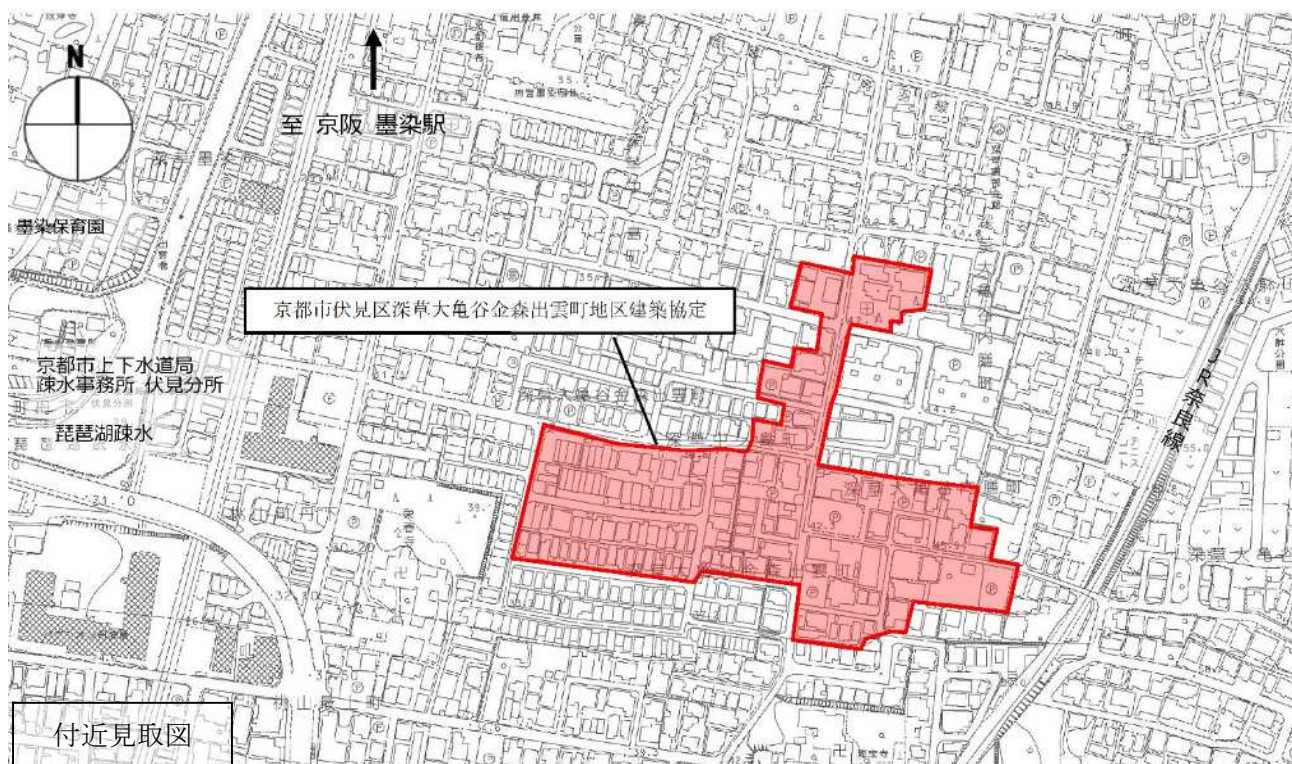
第6条 建築協定区域内の建築物の用途は、次の各号に掲げるものにしてはならない。

- (1) 届出住宅（住宅宿泊事業法第3条第1項の届出に係る住宅）
- (2) 共同住宅（第14条第1項に定める京都市伏見区深草大亀谷金森出雲町地区建築協定運営委員会（以下「委員会」という。）が、環境上支障がないと認めるものを除く。）

■土地の所有者等の届出等

第7条 建築協定区域内の土地の所有者等は、建築協定区域内の土地の所有権及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を移転するときは、あらかじめ、その旨を委員長（第15条第1項に定める委員長をいう。以下同じ。）に届け出なければならない。

2 建築協定区域内の土地の所有者等は、建築協定区域内において、建築物の建築又は用途の変更をしようとする場合は、当該行為に着手する前に、委員会の承認を受けなければならない。

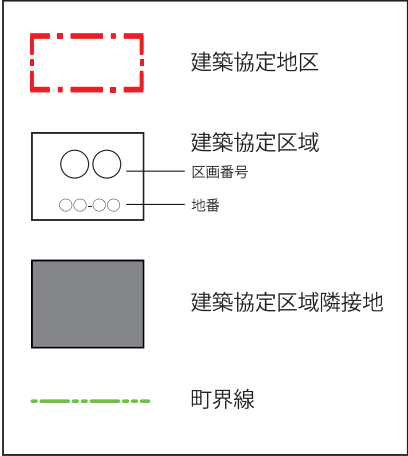


別紙

京都市伏見区深草大亀谷金森出雲町地区 建築協定区域図



凡例



（参考）建築協定を締結しようとする趣意

この建築協定は、建築基準法第69条及び京都市建築協定条例に基づき、「京都市伏見区深草大亀谷金森出雲町地区」において、土地の所有者等の合意により、下記趣旨をたいして締結しようとするものである。

1. 区域内における届出住宅（民泊）、及び区域外資本による共同住宅の建設を制限する。
 - ・良好な住環境を維持・向上するために、住民の力を結集する。
2. 地域住民のコミュニティー活性化による「暮らしの価値の向上」を図る。
 - ・合意した住民の全員参加の協働により、将来に渡り互いに支え合い、安心して快適に暮らすことができる価値観を創造する。
3. 地区住環境の維持，向上による「地区全体の資産価値」を高める。
 - ・防災対応・・・災害時の被害の軽減に向けた対応
 - ・防犯対応・・・地域ぐるみの空き家・空き地活用の提案活動
 - ・住環境の保全・・・個々の住宅と地区景観の調和，協働活動の活性化
 - ・高齢者住宅の見守り・・・情報の顕在化，共有化を図る 等々
4. 今後の取り組み
 - ・町内会規約へ建築協定の活動方針の趣旨を反映させる。
 - ・「運営細則」の作成により，運営委員会の裁量の範囲を具体的にするように努める。

以上，1～4の趣旨をたいし，合意者の増加に向けた活動を継続しながら，町内会活動の方針と一体化して，「京都市伏見区深草大亀谷金森出雲町地区」が，次世代に引き継がれ，持続可能な魅力ある地区になることを目指し，絶えず住民の意見を結集して推進します。